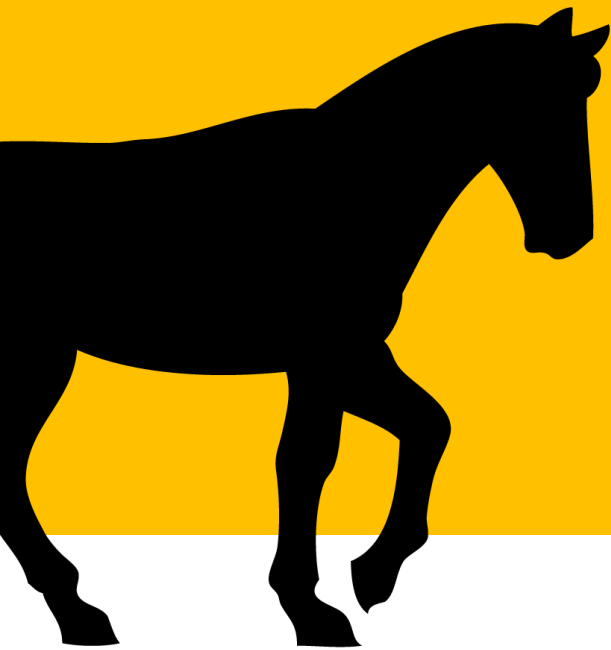
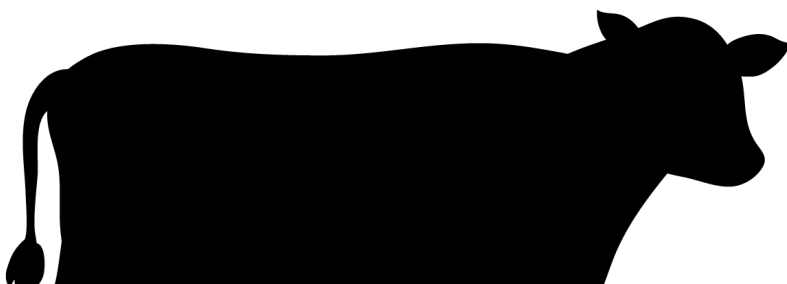




家畜衛生・公衆衛生実習 学生用手引き 【2026年度】



NPO法人獣医系大学間
獣医学教育支援機構



目次

1	体験型家畜衛生・公衆衛生実習とは？	P2
2	スタンダード編とステップアップ編の違い	P2
3	参加方法	P2
1)	申込みから修了までの流れ	P2
2)	手続きの日程および方法	P2
4	申込概要	P4
5	実習開始まで	P5
6	実習への参加	P5
7	実習後の手続き	P6
8	提出書類の様式	P6
9	Q&A	P6
10	注意事項（重要）	P7
11	問い合わせ先	P7
	【参考】誓約書(様式8)	P8
	【参考】実習日誌(様式10)	P9

1. 家畜衛生・公衆衛生実習とは

家畜衛生・公衆衛生実習は、家畜衛生分野（家畜保健衛生所等）及び公衆衛生分野（保健所、食品衛生検査所、動物愛護センター等）における獣医師の業務を理解してもらうことにより、獣医師の養成を推進するとともに、獣医学生が、公務員獣医師の業務を通じて、獣医師という資格の意義、重要性、社会的な役割及び獣医師の職域に対する理解を深めることを目的とした実習である。

2. スタンダード編とステップアップ編の違い

家畜衛生・公衆衛生実習は、幅広い学年を対象とした「スタンダード編（自治体における旧VPcamp実習）」と、獣医学共用試験合格者を対象とした「ステップアップ編（旧体験型EISEI実習）」の2つがある。

スタンダード編は、家畜衛生・公衆衛生実習を幅広く経験してもらうことにより、公務員獣医師の職域を理解することを目的としている。

ステップアップ編は、獣医学共用試験に合格した獣医学生に家畜衛生分野及び公衆衛生分野における獣医師の業務を体験してもらうことにより、家畜衛生分野及び公衆衛生分野の最前線で活躍できる高度な実践力を備えた獣医師の養成を推進することを目的としている。

3. 参加方法

1) 申込から修了までの流れ



2) 手続きの日程および方法

日程	手続き	備考
4月8日（水）	学生一次募集開始	
	ホームページ掲載の実習	応募は1人1機関。ただし、一次募集で受入

	地一覧より実習希望先を確認	が叶わなかった場合の二次応募はその範囲内ではない。
	ホームページ記載のURLから申込	申込フォームに示されている記入方法をよく読んで入力
4月24日（金）	申込締切	
4月27日（月）	事務局から大学へ参加希望者一覧を提出	大学が参加希望者について指導教員の推薦、保険加入状況を確認
5月1日（金）	事務局への回答締め切り	
5月8日（金）	各自治体へ応募者情報共有	自治体による受入判定
6月初旬以降	実習受入通知	事務局から大学へ通知 大学から申込者へ通知 通知書に添付された注意事項を確認
6月中旬	学生二次募集開始	一次募集で受入の決まらなかった学生を含む全学生
受入決定後速やかに	受入機関と事前打ち合わせ 受入決定通知書にある連絡先へ実習生本人が連絡をして打ち合わせを行う 参加決定者の追加書類提出	1. 実習決定後提出書類の提出先および提出締切日 2. 実習に必要なもの（服装・持ち物） 3. 前泊の有無、実習初日の集合場所および時間 4. その他、健康チェック等 指定された自治体担当者へ書類の提出 ・履歴書（必要に応じて） ・誓約書（様式9；必要に応じて） ・保険証明書（傷害保険及び賠償責任保険に加入していることがわかる書類）
決定後順次	二次募集分受入通知	手続きは一次募集と同様

4. 申込概要

<p>実習対象者</p>	<p><スタンダード編></p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣医学部（科）に在席する学生 ・家畜衛生・公衆衛生に興味・関心がある学生 ・指導教員の推薦する学生 ・各自治体が個別に定める条件を満たす学生 <p><ステップアップ編></p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣医学部（科）に在席し、且つ獣医学共用試験に合格した5・6年生（但し、共用試験実施前の場合は、事務局に連絡下さい） ・家畜衛生・公衆衛生に興味・関心がある学生 ・指導教員の推薦する学生 ・各自治体が個別に定める条件を満たす学生
<p>実習内容</p>	<p>各自治体の実習プログラムを参照のこと</p> <p>* 1つの自治体で複数のコースを用意している場合もあるので、注意してみてください</p>
<p>実習開始日と終了日</p>	<p>実習開始日は原則月曜日とする。</p> <p>但し希望日数が5日間に満たない場合は、開始日は月曜日に限らず、終了日を開始日と同じ週の金曜日までに設定する。</p>
<p>実習日数</p>	<p>各自治体の実習プログラムを参照のこと</p>
<p>保険への加入</p>	<p>実習中の不慮の事故に備え、実習期間中の傷害保険および賠償責任保険に加入すること</p>
<p>実習に必要な経費</p>	<p>実習に必要な旅費、宿泊費、その他の経費はすべて実習生の負担とする。</p>

※詳細は自治体により異なるので、各自治体の実習プログラムを参照のこと

5. 実習開始まで

<p>提出書類の準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴書（必要に応じて） ・誓約書（必要に応じて） ・保険証明書（傷害保険及び賠償責任保険に加入していることがわかる書類） <p>提出方法・期限は各自で確認すること</p>
<p>事前講義プログラムの視聴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受入決定後、自治体から動画視聴を課された場合は、事前講義動画を視聴して予習をしておくこと <p>*視聴のためのパスワードは、実習受入決定後に事務局から通知</p>

6. 実習への参加

<p>実習記録</p>	<p>実習中は実習日誌（様式 11）を持参し、毎日記入すること</p> <p>*実習日誌は実習終了後に自治体へ提出すること</p>
<p>実習中に遵守すべき事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 実習生の都合による実習実施場所等の変更は原則として認めない。 ② 実習生は受入決定通知書受領後速やかに実習先へ連絡し、誓約書、保険証明書の提出、集合時間や持ち物等の指示を仰ぐこと。 ③ 予め実習先へ通知した到着時間を遵守すること。やむを得ず変更する場合は、直ちに実習先へ連絡し、事前に了承を得ること。 ④ 清潔な白衣および長靴、聴診器、腕時計等（牛の心拍数計測のため秒数が測れるもの）その他日常衣服、印鑑、日用品程度は携行すること。なお、白衣、長靴等は実習先で用意する場合もあるため、②の連絡の際に確認すること。 ⑤ 実習生が故意または過失により施設、器具類等を破損した場合は、実習生が弁済の責を負うものとする。 ⑥ 実習生は指導獣医師等の指示に従い規律ある行動をとるものとし、規律が乱れる時は実習を中止させることもある。 ⑦ 実習で知りえた実施場所等の事務上の機密に属する事項及び個人情報については、実習期間中及び実習終了後においても一切これを漏えいしないこと。

	⑧ 実習期間中における施設、人物、動物、機器類等の写真や動画撮影は、自治体担当者や動物飼養者等の許可を得て行うこと。また、撮影の承諾を得た写真や動画であっても、SNS などの共有サイトに掲載することは、限られたネット環境であっても禁止する。
--	--

7. 実習後の手続き

実習終了の報告	実習終了後 1 週間以内に、実習日誌（様式11）を作成し、自治体へ提出すること
提出先	指定された自治体部局、担当者
提出方法	実習最終日に紙で提出するか、後日 PDF 化したものをメールで提出
	実習日誌は自治体が回収し、それを基に「実習状況報告書」（様式 10）を作成 期間内に報告書が提出されない場合、確認メールを送信
単位認定 (必要な場合)	自治体の実習状況報告書を基に、大学が評価を行い単位認定 実習状況報告書以外の書類が必要な場合は、実習生または大学から自治体に直接依頼すること

8. 提出書類の様式

実習先決定後

誓約書（様式9） - HPからダウンロードして使用

ただし、自治体から様式の指定を受けた場合はそちらを使用してください。

傷害保険及び賠償責任保険に加入していることがわかる書類

実習終了後

実習日誌（様式11） - HPからダウンロードして使用

9. Q&A

Q. 誰に申し込んでよいのかわかりません。誰に詳細を聞けばよいのかわかりません。

申込は実習事務局ホームページから直接行ってください。

わからないことがある場合は、実習事務局「11. 問い合わせ先」にご確認ください。

Q.申し込んだら必ず参加できますか？

受入人数が限定されていますので、自治体が希望者を選考します。

Q.複数の自治体で実習に参加することはできますか？

可能ですが、基本的には1か所への実習をお願いしています。2か所での実習を希望する場合には、最初の受入決定通知書受領後、事務局までご連絡ください。

10. 注意事項（重要）

- 獣医学性を受入れた自治体から下記のような指摘があります。実習への参加に際しては、受入自治体に迷惑をかけないように十分注意すること。
- 実習態度が不真面目な実習生いた。実習中に居眠りをしたり、スマートフォンや携帯電話をいじっていた。我々の職場は、遊び場や友人宅でもないの、規律ある行動をとっていただきたい。
- 農家の家畜は大切な財産である。また、牧場は個人所有の施設であることを自覚すべきである。大声を出したり、畜舎の中を走ると、家畜が驚いたり興奮するので厳禁である。また牧場内で写真を撮るときには許可を取ること。
- 服装には十分に留意すべきである。実習で訪問する農家は、あくまでも個人で家畜を飼養する畜産農家であるので、大学の実習とは異なることを自覚してもらいたい。白、または黒などの長靴で、長ズボン、靴下着用のこと。また、タンクトップや派手な配色の服装も避ける。化粧は可であるが、汗をかくことを加味すること。
- 使用した部屋、道具は帰る前にきちんと掃除をすること。
- 実習の終了後に手洗いをする様子を見てみると、5、6年生の学生であっても、きちんとした手洗いが出来ている学生はかなり少ない。外科の実習等で手洗いなどについても行っているはずなので、現場で病畜を触ったときにはしっかりと実践すること。
- 睡眠不足などで、実習中に居眠りをしている、熱中症で倒れた学生もいた。健康管理は自己責任で行い、十分な睡眠を取り、水分補給を行うこと。
- 授業料を納めて受けている大学の実習とは異なることを自覚すること。受入側の協力がある成り立っている実習であることを、実習生自身が強く自覚すること。
- 地方自治体で実習するということはどういうことか。常に、県民・市民の目があることを意識する。

11. 問い合わせ先

NPO法人獣医系大学間獣医学教育支援機構

家畜衛生・公衆衛生実習事務局

〒113-0034 東京都文京区湯島3丁目20-9 3F

メールアドレス：vpoffice@veteso.or.jp

TEL：03-5817-8824（お問い合わせはなるべくメールでお願いします）

_____ 様

誓 約 書

「2026度家畜衛生・公衆衛生実習実施要綱」に基づいて実習を行うに当たり、特に下記事項について保証人と連帯責任のもとに誓約いたします。

記

- (ア) 貴機関職員の指示に従って、規律ある行動をとります。ただし、これに違背した時は、実習を中止されても異議はありません。
- (イ) 実習期間中に被った一切の事故(自動車事故を含む)に係る損害についてはすべて私共の負担とし、貴機関には一切迷惑をかけません。
- (ウ) 貴機関の施設、器具等を破損した場合は、私共が弁済いたします。
- (エ) 貴機関の事務上機密に属する事項及び個人情報については、実習期間中及び実習終了後においても一切これを漏えいしません。

-----以下自筆-----

年 月 日

実習生

大学名

住所

氏名

保証人

住所

氏名

緊急連絡先

電話

氏名

2026年度 家畜衛生・公衆衛生実習 実習日誌
(スタンダード編、ステップアップ編共通)

氏名		所属大学		学年	
自治体名称		実習期間	月 日 から 月 日	実習日数	日間

※実習終了後1週間以内に、実習先へ提出してください。

各日の実習内容について記載してください。

第 日目	年 月 日 () 担当獣医師:
実習内容	
特記事項 (学んだこと・反省点・明日の予定など)	

※ 用紙が不足する場合には次ページをコピーして使用すること。